

テ本院ノ權限問題ナリ此ノ問題ハ先決セラ  
レムコトヲ希望ス依リテ本日ハ會議ヲ中止  
シ内閣ト協議決定セラレタシ  
二十九番(伊東) 金子顧問官ノ說ニ賛成ニテ本  
案ハ延期セラレタシ

議長(芳川) 末松顧問官ニ御尋ス本案ノ主義ニ  
付内閣大臣ヨリ説明ヲ受クルマテ本案ハ決  
議セストノ意見ナリヤ  
三十三番(末松) 決議セスト迫ハ云ハサリシモ  
結局然リ

議長(芳川) 末松金子伊東各顧問官ノ意見ノ通  
リ善後ノ始末ツクマテ決議ヲ延期セムトス  
ルニ異見ナキヤ  
異見ナケレハ決議ヲ延期ス

○  
議長(芳川) 次ニ臺灣總督府官制中改正ノ件外  
二件ヲ議題トシ第一讀會ヲ開リ朗讀ハ省略  
ス

報告員(河村) 審査ノ結果ヲ報告ス本案ハ臺灣  
總督府民政部中内務局ヲ廢止シ從來之ニ屬

シタル事務ハ民政部ノ中ニ警察本署、地方部  
法務部及學務部ノ一署三部ヲ新設シテ之ニ  
分掌セシメ警視總長十ル官ヲ持設シテ警察  
本署ノ長ヲラシメ各部ニ部長ヲ置キ臺灣總  
督府高等官ヲ以テ之ニ充テ又今般臺灣總督  
府土木部官制ヲ廢止シ從來之ニ屬シタル事  
務中築港ノ工事業費ノ支辨ニ係ル灌溉及  
排水ノ工事等ハ臨時臺灣總督府工事部ヲ設  
置シテ之ヲ掌理セシメ電氣ニ關スル作業及  
水道ニ關スル作業ハ臺灣總督府作業所ヲ設

置シテ之ヲ掌理セシムルニ付其他ノ土木行  
政事務ハ臺灣總督府民政部ニ土木局ヲ設置  
シテ之ヲ掌理セシメ同局ニハ民政部他ノ局  
ト均シク專任ノ局長ヲ置キ又臨時臺灣糖務  
局ヲ廢止シ從來之ニ屬シタル事務ハ民政部  
殖産局ヲシテ之ヲ掌理セシメムトシ且ツ臺  
灣總督府土木部及臨時臺灣糖務局ノ事務移  
轉ニ伴フ定員ノ組替、理蕃事業ノ發展、殖産ニ  
關スル事務ノ擴張等ノ爲職員ノ定數ヲ增加  
セムトスルモノニシテ何レモ臺灣行政ノ發

展ニ伴フ相當ノ改正ト認ム尚ホ本改正ニ施  
ノ際現ニ臨時臺灣糖務局事務官、技師、屬、技手  
及通譯ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ受ケサル  
トキハ各臺灣總督府事務官、技師、屬、技手及通  
譯ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノト  
ナサムトスルモノニシテ已ムヲ得サル經過  
規定ト認ム由テ何レモ此儘可決セラレ然ル  
ヘキモノト思料ス又任用令ニ件アリ一ハ臨  
時臺灣總督府工事部事務官ノ特別任用ニ關  
スル件他ハ臺灣總督府作業所事務官特別任

用令ニシテ別ニ御諮詢ノ臺灣總督府官制改  
正ノ結果從來ノ臺灣總督府土木部ヲ廢シ臺  
灣總督府土木局、臨時臺灣總督府工事部及臺  
灣總督府作業所ヲ置クコトトスルニ就テハ  
從來土木部事務官ノ職ニ在ル者ハ此際ニ限  
リ文官高等試驗委員、銓衡ヲ經テ臨時工事  
部事務官及作業所事務官ニ任用スルコトヲ  
得シムルコトトシ且一年以上電氣、水道又ハ  
會計ノ事務ニ從事シ現ニ其ノ事務ニ關スル  
高等行政官ノ職ニ在ル者及三年以上上記ノ

事務ニ從事シ現ニ判任官三級俸以上ノ職ニ在ル者ヲモ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ作業所事務官ニ任用スルノ途ヲ開カムトスルモノニシテ其ノ職務ノ性質上已ムヲ得サルノ措置ナリト認ム

三十三番(末松) 臺灣ノ官制ハ臺灣施政ノ全體ヲ包括スヘキ官廳ノ仕組ナルヲ以テ其ノ改正ハ重大ナルコトナリ依テ朝鮮ニ關スル案ト同様責任者ノ辯明ヲ承リタシ然ラハ本案モ一日ヲ爭フコトニ非ルヘケレハ内閣ノ方

方ニ然ルヘキ時期ニ於テ辯明ヲ願度ニ付是亦延期セラレムコトヲ望ム

三十六番(加藤) 末松顧問官ニ賛成ス

二十九番(伊東) 書記官長ニ承度ニ本案ハ特ニ急ヲ要スルノ理由アリヤ

報告員(河村) 特ニ急ヲ要スルノ理由ナキモ成ルヘク早キヲ願フトノコトナリ

二十九番(伊東) 今日ハ種種ノ問題ヲ生シタルヲ以テ善後ノ策ノ爲メ延期說ニ賛成ス

議長(芳川) 本案モ當局者ヨリ説明ヲ乞フ爲メ

延期シタシトノ末松顧問官ノ説ニ同意ナル者ハ起立ヲ乞フ

(多數)

議長(芳川) 多數ニテ延期スルコトトセリ今日

ハ是ニテ開會

(午前十一時三十分開會)

顧問官伯爵芳川類正

書記官長河村金五郎

書記官

二上兵治

入江貫一

明治四十四年十月四日午前十時四十六分開議  
聖上臨御不被爲在

出席員

首席福岡顧問官病後ニ付

芳川顧問官

大臣

西園寺總理大臣 七番

長谷場文部大臣 十五番

顧問官

細川顧問官

廿一番

中牟田顧問官

廿三番

九鬼顧問官

廿四番

杉 顧問官

廿六番

蜂須賀顧問官

廿七番

高島顧問官

廿八番

伊東顧問官

廿九番

金子顧問官

卅二番

末松顧問官

卅三番

清浦顧問官

卅四番

南部顧問官

卅五番

青木顧問官

卅七番

松平顧問官

四十番

三浦顧問官

四十一番

船越顧問官

四十二番

委員

元田拓殖局總裁

江木拓殖局部長

宮尾拓殖局部長

書記官

清水書記官

二上書記官

入江書記官

議長(芳川) 前回ニ引續キ只今ヨリ京城專修學校長等ノ特別任用ニ關スル件ノ第一讀會ヲ開ク

書記官(二上) 本日書記官長ハ病氣ノ爲缺席ナルヲ以テ前回御決議ノ趣旨ニ從ヒ書記官長カ内閣ト交渉ヲ爲シタル顛末ヲ書記官ヨリ

代ハリテ報告セム御決定ニ基キ議長ニモ伺ヒタル上内閣總理大臣ニ面會シ交渉ヲ爲シタルニ第一ニ朝鮮教育令ノコトニ付テハ内閣ニ於テモ同様ノ意見ニテ將來該教育令ヲ改正スル場合及此種ノ勅令ヲ制定スル場合ニハ明治三十三年本院ニ賜ハリタル御沙汰書ニ依リ御諮詢ヲ奏請スルコトトセムト、コトナリ第二ニ今回御諮詢ノ諸件ニ付テハ本日總理大臣又ハ他ノ國務大臣出席シテ説明スヘク又將來本院會議ノ日ニハ每度主務



ノ國務大臣出席説明スルコトトセムトノコ  
トナリ尚之ニ關シテハ總理大臣ヨリモ御話  
アルヘシ右報告ス

七番(西園寺) 只今書記官報告、通我内閣ニ於  
テハ朝鮮教育令ニ關シテハ將來本院ニ御諮  
詢アル様奏請スルノ方針ナリ次ニ本院、將  
来ノ會議ニハ從來ノ通己ムヲ得サル場合ヲ  
除クノ外ハ成ルヘク我々國務大臣カ出席ス  
ヘシ此事ヲ茲ニ言明ス

三十二番(金子) 書記官及總理大臣ノ陳述ハ之  
ヲ了承シタレトモ彼ノ教育令ハ明治三十三  
年ノ御沙汰書ニ依リ當然本院ニ御諮詢アル  
コトト思ヒ其際ニハ愚見ヲ開陳セムト欲シ  
居タリ然ルニ霹靂一聲彼ノ教育令ハ發布セ  
ラレタリ高等中學校令ニ付テハ御諮詢アリ  
暑中休暇中ニモ拘ラス審議ヲ盡シタリ獨り  
朝鮮教育令ニ付テハ何故ニ本院ニ御諮詢ナ  
カリシヤ其事情ヲ伺度シ前内閣ノコトト雖  
苟モ國家ノコトヲ責任ヲ以テ引受ケラレタ  
ル以上ハ御報告アラムコトヲ願フ

委員(岡野) 只今、御尋ニ對シテ小官カ著類ヲ  
調査シテ知得シタル一應ノ事情ヲ御參考ニ  
申上ケム御沙汰書ニ依レハ教育制度ノ基礎  
ニ關スル勅令ハ當院ニ御諮詢ニナルコトト  
ナリ居ルナリ然ニ明治三十三年五月ニ如何  
ナル勅令カ教育制度ノ基礎ニ關スルモノナ  
リヤノ解釋カ一應定メラレタリ之ニ依レハ  
小學校令、中學校令、高等女學校令、師範教育令、  
高等學校令、大學令、實業學校令ノ七種ノミヲ  
列記シテアルナリ然レトモ御沙汰書ノ趣意

ハ此解釋書ノ文字ニ拘泥シテ定ムヘキニア  
ラス先刻總理大臣陳述ノ通り朝鮮教育令モ  
御諮詢ヲ奏請スヘキ趣意ナリ前内閣ニ於テ  
何故ニ奏請ヲ爲ササリシヤノ詳細ハ之ヲ知  
ラサルモ前回會議ニ於テ書記官長ノ報告シ  
タル如ク前内閣ニ於テハ教育制度ノ基礎ニ  
關スル勅令トハ朝鮮教育令ヲ含ムヤ否ヤハ  
疑問ナレトモ該問題ハ之ヲ他日ニ譲リ緊急  
ノ事情アリタルヲ以テ特ニ御諮詢ナキ様奏  
請シタリトコトナリ此コトハ當時當院書

記官長ヨリ内閣書記官長ニ交渉セラレタル  
由ニテ書類ニ付研究シタル結果ハ右ノ如シ  
左様御承知アリタシ

三十二番(金子)

教育制度ノ基礎ニ關スル勅令

トハ解釋書ニ列記シタルモノニ限ラサルコ  
トハ法制局長官ノ説明ニテ明ナリ總理大臣  
ハ朝鮮教育令ハ成ルヘク御諮詢ヲ奏請セム  
トノコトナリシカ成ルヘクニアラス將來當  
然必本院ニ御諮詢ノアルコトヲ希望ス  
殖民地ノ教育制度ハ重大ナル問題ナル故ニ

今日文部大臣拓殖局總裁ノ出席アルヲ以テ  
之ニ關スル意見ヲ述ヘム朝鮮臺灣樺太等ノ  
殖民地ノ教育ハ内地ヨリモ一層大切ナル問  
題ナリ獨國ノアルサース、ローレンニ於ケル  
米國ノフナリッピンニ於ケル露國ノポーラ  
ンドフィンランドニ於ケルカ如キ皆大ニ苦  
心スル所ナリコレ彼ノ地ヲ通過シテ自ラ目  
撃シタル所ナリ例ヘハ國語ハ何ヲ教フルヤ  
歴史ノ教授ハ如何ニスルヤ朝鮮ノ歴史ハ之  
ヲ教フルトセハ神功皇后ノ三韓征伐大閤ノ

朝鮮征伐ハ如何ニ説明スルヤ殖民地ノ教育  
ハ實ニ大切ナル問題ナリ既ニ關東州ニハ  
科學堂ナルモノヲ設置シタレトモ生徒ハ之  
ヲ内地ニテ募集シシカモ希望者寡キ爲メ教  
員ノ數カ生徒ヨリモ多キ狀況ナリ斯ノ如キ  
專門學校ハ殖民地ニ設置スヘキモノニ非ス  
シテ内地ニ設置スヘキモノナリト信ス又近  
頃ハ朝鮮ニ在ル外國人ハ朝鮮人ヲ煽動シテ  
獨立ノ運動ヲ爲サシメツトアリトコトナ  
リ是ヲ以テ殖民地ノ教育制度ニ關モテハ將

来成ルヘクニ非ス必本院ニ御諮詢アリ顧問  
官ノ意見ヲ御聞ニナル様希望ス尤モ我々ノ  
意見ヲ御聞ノ上内閣ニ於テ責任ヲ以テ決定  
セラルルコトハ已ムヲ得サル所ナレトモ顧  
問官ノ意見ハ必御聞アラムコトヲ乞フ  
七番(西園寺) 只今金子顧問官ヨリ御希望ヲ述  
ヘラレシカ是即チ本官ノ先刻陳ヘタル趣意  
ニ外ナラス成ルヘクトハ別段重キ意味アル  
ニ非ス必トハ云ハサリシモ御諮詢ハ之ヲ奏  
請スルノ意ト解セラレムコトヲ乞フ殖民地

ノ教育制度ニ付テハ教育勅語ノ趣意ニ基キ  
大ニ重キヲ置ク積ナリ左様御承知ヲ乞フ  
三十三番(末松) 本日ノ御諮詢案タル任用令具  
モノニ付テハ別段意見ナキカ其基礎タル殖  
民地ノ教育制度ハ重大ナル問題ナリコシ總  
理大臣及金子顧問官ノ演説ニ依ルモ明ナリ  
朝鮮ハ其事情大ニ内地ト異ルモノアリ其教  
育制度ニ付テハ大ニ研究ヲ要スヘシ特ニ政  
略上重要ナルコトモアルヘシ之ニ關シ新内  
閣ニ於テハ大體如何ナル方針ナリヤ承知致

シタニ宗教學校ノコトハ嘗テ本院ノ委員會  
ニ於テ問題トナリタルコトアリシカ當局ヨ  
リ充分ナル答辯ヲ得サリキ近頃新紙ノ報ス  
ル所ニ依レハ朝鮮ニ在ル外國宣教師等カ夫  
ノ朝鮮教育令ノ爲メニ騷ト居ルトノコトナ  
リ之ニ付テモ當局ハ如何ナル考ナリヤ朝鮮  
人ノ教育ニ關スル内閣ノ大體ノ方針ヲ伺ヒ  
タニ朝鮮總督府ニ於テハ固ヨリ内閣ノ方針  
ヲ遵奉スヘキ筈ナレハ内閣ノ方針ヲ承知シ  
タニ

委員(元田) 只今末松顧問官ヨリ根本ニ互ル御  
質問アリタルカ朝鮮教育令ニ依レハ勅語ノ  
趣旨ニ基キ新附ノ國民ヲ忠良ナル臣民ト為  
シ國民性ノ涵養陶冶ヲ主眼トシ而シテ成ル  
ヘク簡易ニシテ實際ノ生活ニ必要ナル單純  
ノ教育ヲ施ス方針ナリ要ハ右ノ如クナレト  
モ之ヲ實地ニ施スニハ大ニ攷究ヲ要スヘシ  
本案ハ右ノ趣旨ヲ確立スルカ爲メ制定セシ  
トスルモノナリ諸般ノ設備等ニ付テハ他ノ  
委員ヨリ申述フヘシ宣教師宗敎學校ノコト

ニ付テハ外國人中ニハ議論アラムモ右ノ趣  
意ニ基キ相當措置スル積ナリ  
三十三番(末松) 其以上ノコトハ伺得サルニヤ  
今少シ政略上ニ互リテ伺ヒタシ勅語ノ趣意  
ヲ本トスルコトハ内國ニテハ勿論ナルカ新  
附國ニ於テハ大ニ考慮ヲ要ス智識ハ内地人  
同様ニ之ヲ與フル方針ナリヤ又多少内地人  
ト異ニスヘシトノ考モアルヘシ各國ニテモ  
此等ノコトニ關シテハ苦心スル所ナルヘシ  
只今ノ教育者間ニハ唯智識ヲ多ク與ヘタシ

トノ弊アルカ如シ内地ニ於テモ此弊アルモ  
其害大ナラス然レトモ新附國ニ於テハ此點  
ハ大ニ考慮ヲ要スルコトト信ス之ニ付テハ  
如何金子顧問官ノ話ニ依レハ關東州ニハ工  
科大學ノ如キモノヲ設置セリトノコトナル  
カ若シ朝鮮ニ於テモ斯ノ如ク大ニ學問ヲ盛  
ニセハ却テ人心ノ反撥ヲ來スノ虞アラスマ  
其邊ヲ伺度シ勅語ヲ基トスルテフ如キコト  
ハ吾人夙ニ之ヲ知ル

七番(西園寺)

政府ニ於テモ同感ニシテ種々心

配ヲ為シツツアリ勅語ニ付テモ韓國併合前  
ハ忠良ノ臣民タルコトヲ教フルハ如何ニヤ  
ト心配シ前總理大臣ト相談シタルコトモア  
リタリ今日韓國併合ノ後、於テハ忠良ノ臣  
民タルコトヲ教テ可ナリト思フ又只今一言  
ナリシモ拓殖局總裁ヨリ説明ニタル如ク朝  
鮮人ノ學問教育ハ其智識生活ノ程度ニ適合  
セシムル趣意ナリ所説簡單ニシテ趣旨貫徹  
セサリシヤモ計ラレズ鬼ニ角政府ニ於テハ大  
ニ考慮ヲ盡シツツアリ左様御了承ヲ乞フ

二十四番(九鬼) 金子顧問官末松顧問官、陳へ  
ラレタル如ク朝鮮教育ノコトハ重大ナル事  
項ト思フ朝鮮教育ノコトニ付テハ知ル所勿  
稚ナレトモ本員等ニ於テ多少参考トナル意  
見ヲ述フル機會ヲ与ヘラレタシ前回ノ會議  
モ此趣意ニテ延期セララルニ至リタルモノ  
ナリ就テハ内閣ノ將來ノ方針ニ付テ伺タキ  
カ先ツ今日ノ實地ノコト不明ナリ國語ハ如  
何ニ教授シツツアリヤ教科書ハ如何ナルモ  
ノヲ用ヒツツアリヤ勅語ハ如何ニ奉戴シツ

ツアリヤ先刻拓殖局總裁ハ目下攷究中ナリ  
トノコトナルカ若シ今日本案ヲ議了スレハ  
本員等カ意見ヲ述フル機會ヲ失フコトトナ  
ルカ故ニ本日ノ會議ハ之ヲ延期シ全體ニ付  
テ本院ニ御諮詢アルコトトセラレタシ  
委員(元田) 先刻餘リ簡單ニ申述ヘタル為メ貫  
徹セサリシ所ヲ補足セムトス末松顧問官ヨ  
リ朝鮮ニハ内地ト同様ニ大學マテモ設置ス  
ルヤトノ御尋アリシカ朝鮮人ノ教育ハ一ハ  
忠良ノ臣民ヲ養成スルコト一ハ生活上必要



ナル簡易、智識ヲ与フルコトヲ方針ト為サ  
ムトス今日朝鮮ニハ専門學校一アレトモ至  
リテ幼稚ナルモノナリ又女學校實業學校其  
他ノ諸學校皆平易ニシテ朝鮮人ニ適當ナル  
モノノミナリ只今マテノ學校ハ明治二十八  
年韓國政府ニ於テ學校制度ヲ始メタルニ基  
キ明治三十九年ニ至リ邦人參画ノ下ニ之ヲ  
改良セシモ尚韓國獨立ノ時代ノコトナリシ  
ヲ以テ明治四十三年韓國併合ノ後ハ大ニ改  
正ヲ為ササルヘカラサル状態ナリ其改正ノ

要點ハ先ニ述ヘタル如ク帝國ノ忠良ナル臣  
民トスルコト生活ニ必要ナル教育ヲ施スコ  
トニ在ルヘキモノナリト考フ教育ノコトハ  
帝國ニ於テ從來研究ヲ盡シタルモ尚足ラス  
特ニ新附ノ臣民ノ教育ニ付テハ尚然リ然レ  
トモ此研究ハ本令發布後ト雖之ヲ繼續シ本  
案ハ成ルヘク御可決アラムコトヲ希フ尤モ  
後日改良ヲ為スヘキ場合ニハ重テ御意見ヲ  
伺フ積ナリ  
二十四番(九鬼) 只今ノ答辯ハ明瞭ニシテ余ノ

満足スル所ナリ由テ伺度キハ第一ハ勅語ハ如何ニ奉戴スルヤ内地同様毎月之ヲ奉戴シツツアリヤ第二ニ歴史教育ハ如何ニスルヤ第三國語教授ハ如何ナル有様ナリヤ又教科書ハ如何ナルモノヲ用ヒツ、アリヤ只今ノ明瞭ナル答辯ニ付テ進テ質問スル次第ナルカ一應御答ヲ乞フ

委員(元田) 只今ノ御尋ニ付テハ第一教育勅語ハ内地ト同様ニ奉戴シツツアリ第二教科書ハ總督府ニ於テ充分撰定シタル上過誤ナキ

様ニ之ヲ使用スルコトナリ居レリ

委員(江木) 教科書ニ付細目ニ互リテ御答ス目

下教科書ノ選定ハ三段トナリ居レリ第一ハ

總督府ニテ編纂シタルモノニシテ國語、習字、

理科、算術等ノ教科書之ニ屬ス第二ハ總督府

ニテ檢定シタルモノニシテ歴史、農業、商業等

ノ教科書ナリ第三其他ノ教科書ハ總テ總督

府ノ認可ヲ得テ使用セシメツ、アリ

議長(芳川) 異議ナクハ第二讀會ニ移ル

(二上書記官朗讀)

勅令第 號

京城專修學校長、京城高等普通學校長、平壤高等普通學校長及京城女子高等普通學校長、一、以上文部省直轄學校長、師範學校長、官公立中學校長、官公立高等女學校長、奏任教官又ハ奏任待遇教員ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銜ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行

ス

議長(芳川) 異議ナクハ第三讀會ニ移ル 本案賛

成、諸君、起立ヲ乞フ

(賛成多數)

議長(芳川) 本案ハ可決ト認ム

○

議長(芳川) 次ニ前回ニ引續キ臺灣總督府官制

中改正ノ件外ニ件ノ第一讀會ヲ開ク

三十三番(末松) 本官制ハ屢改正セララルカ今

回改正ノ必要ニ付大體ノ説明ヲ聞キタシ

委員(元田) 現官制ニ於テハ内務局ニ地方事務  
法務及學務モ包含セラルル又警察ノ事務ニ當  
ル者ハ民政ノ事務ヲ執ル者タル現状ナリ此  
ノ二職ハ之ヲ別ニスルヲ良シト認メ又内務  
局中ノ地方課法務課學務課ハ之ヲ局ヨリ分  
離シテ各一部トナス方現在及將來ニ相當ナ  
リト認メ今回ノ案ヲ提出スルコトトセリ尚  
現在ニテハ臨時糖務局ナルモノアルカ其事  
務ハ殖産局ニ合併スルコトトシテ之ヲ廢止  
シ又現今ノ總督府土木部ハ土木行政ノ事務

ノ外實際ノ工事ヲモ執行シ又其他ニモ特種  
ノ事務ヲ取扱フモノナリ是等ノ諸事項ハ之  
ヲ分割シテ別異ノ機關ヲシテ司掌セシムル  
方良シト思料ス之レ今回改正ノ骨子ナリ尚  
詳細ハ他ノ委員ヨリモ説明スヘシ  
三十三番(末松) 本案ニ依レハ一見全體ノ局面  
大トナリ勅任官モ増加スルナリ本改正ヲ必  
要トスル理由未明ナラス本案ニ於ケル人員  
ノ増減如何經濟ニ付テハ如何ナル變更ヲ求  
メタスヤ承度シ

委員(宮尾) 今回改正ノ理由ハ拓殖局總裁ヨリ  
説明ノ通ニシテ主眼ハ内務局ノ分割ナリ  
シ今日ノ事情ヨリ是非實行シタキ所ナリ法  
務部ハ舊慣調査等ノ結果臺灣ニ於ケル立法  
ノ進歩ヲ必要トシ一課ニテハ稍小ニ過クル  
カ為メニ之ヲ設ケ地方部ハ事務増進ノ結果  
之ヲ置キ又學務部ハ事務重要ナルカ故ニ之  
ヲ分割スルコトトセリ然ラハ人員ノ増減如  
何ト云フニ三部ノ獨立ニ付テハ更ニ増員セ  
ス増員ハ他ノ必要ニ因ルモノトス即チ砂糖

ノ検査事務化學上ノ計量器ノ検査、理蕃事務  
發展例ハ隘勇ノ擴張、歸蕃ノ整理、蕃地ノ測  
量等ノ為ナリ其他糖務局ヲ廢シテ其人員ヲ  
總督府ニ移シ又土木部ノ一部ヲ割キテ總督  
府ニ合シタル結果増員ヲ見ルニ至レリ而シ  
テ前陳ノ實際ノ増員ハ豫算ニ計上サレタル  
モノナリ

議長(芳川) 異議ナクハ第二讀會ニ移ル

(入江書記官朗讀)

勅令第 號

臺灣總督府官制中左ノ通改正ス

第十七條 民政部：左ノ四局、二署及三部ヲ置

ク

財務局

通信局

殖産局

土木局

警察本署

蕃務本署

地方部

法務部

學務部

通信局ニ測候所及燈臺ヲ附屬セシム

第十八條中各局及蕃務本署ヲ各局署及各部ニ

改ム

第十九條中局長ノ次ニ警視總長一人勅任ヲ加

ヘ十人ヲ十四人ニ五人ヲ七人ニ十九人奏任内

一人ヲ三十一人奏任内二人ニ三百六人ヲ四百

三十六人ニ三十八人ヲ四十一人ニ改ム

第二十條第二十四條及第二十五條中各局署ノ

下ニ「及各部」ヲ加フ

第二十二條 警視總長ハ警察本署ノ長ト為シ  
蕃務總長ハ蕃務本署ノ長ト為リ總督及民政  
長官ノ命ヲ承ケ各其ノ主務ヲ掌理シ事務ノ  
執行ニ關シ廳長及警察官ヲ指揮監督ス

第二十三條 各部ニ部長一人ヲ置キ臺灣總督  
府高等官ヲ以テ之ニ充ツ

部長ハ總督及民政長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌  
理ス

第二十六條及第三十一條中「内務局」ヲ「警察本署

ニ改ム

第二十六條ノ二、第二十六條ノ三、第三十一條ノ  
二及第三十一條ノ三中「内務局」ヲ「學務部」ニ改ム  
第二十七條中「各局」ヲ「各局署及各部」ニ改ム  
第二十九條中「總督官房及局署中」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時臺灣糖務局官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ臨時臺灣糖務局事務官、技師、  
屬、助手及通譯ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付